

滋賀3Dイノベーション研究会 規約

(名称)

第1条 本会は、「滋賀3Dイノベーション研究会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、設計・解析・製造・計測の各工程における金属3Dものづくり技術の効率的な活用を推進することで、滋賀地域における産業の振興、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 金属3Dプリンタを用いた積層造形に関する試作開発実験と情報交換
- (2) 3DCAD・CAM・CAE、3Dスキャナなどを用いる三次元設計・計測・評価に関する実験と情報交換
- (3) 金属3Dプリンタに関する講演会、講習会および見学会などの開催
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に規定する目的に賛同し、本会の維持と発展に協力する団体および企業ならびに大学、公立研究所等に属する個人および会長が認める個人とする。

(入・退会)

第5条 本会に入会しようとする時は、入会申込書にて申し出るものとする。

- 2 会員が退会しようとする時は、その旨を書面をもって会長に届け出るものとする。

(役員)

第6条 本会には次の役員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

- 2 会長、副会長は例会において選出する。
- 3 役員任期は、3年とする。ただし、再任はさまたげない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総括し、例会等を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営委員会)

第8条 本会の運営を円滑に行うため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、会長が選任した者とする。
- 3 運営委員会に委員長を置き、委員長については、会長が指名する。
- 4 運営委員長は、委員会を総理し会議の議長となる。
- 5 運営委員会は、本会の事業運営について必要な事項を審議し、会長に報告するものとする。

(例会等)

第8条 例会等は、適宜開催するものとする。

- 2 例会等を招集するときには、少なくとも10日以前に例会等の議題を示した書面をもって会員に通知するものものとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、滋賀県栗東市上砥山232番地、滋賀県工業技術総合センター内に置く。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の活動に関し必要な事項は、会長が運営委員会の議を経て定める。

付 則

1. この規約は、令和元年（2019年）5月23日から施行する。
2. 令和4年5月11日に一部改正 第6条3項の改正